

久喜市農業振興協議会条例

平成 22 年 3 月 23 日 条例第 152 号

改正 平成 25 年 12 月 27 日 条例第 59 号

(設置)

第 1 条 農業振興に関する必要な事項を審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、久喜市農業振興協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 農業振興地域の整備に関する事項
- (2) 農業及び農村の基本的な計画に関する事項
- (3) その他農業の振興に関する事項

(組織)

第 3 条 協議会の委員は、20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 農業委員会委員
- (3) 農業協同組合理事
- (4) 土地改良区理事及び各種農業団体の役員
- (5) 学識経験者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前条第 2 号から第 4 号までに掲げる委員は、その職を離れたときは、委員の職を失う。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係機関職員の出席)

第7条 会長は、必要に応じ会議に関係機関職員の出席を求め、意見を聴取することができる。

(専門部会)

第8条 協議会に、専門の事項を調査審議するため、必要があるときは専門部会を置くことができる。

2 専門部会の運営については、別に定める。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、環境経済部農業振興課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成25年12月27日条例第59号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。